

■ 「環境物品等の調達に関する基本方針」改正案（公共工事関係） （関係箇所抜粋）

1. 定義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」： 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準

「配慮事項」： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

2 1. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	<p>【判断の基準】</p> <p>○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

注）義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表 2 【資材】

木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	<p>【判断の基準】</p> <p>① 再生材料が原材料の重量比で 60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>② 重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>③ 原料として使用される木質材料は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む。）等の再生資源の割合が 100%であること。</p> <p>④ 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○ 撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>
----------------	------------------	--

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、~~都市~~公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
 - 2 判断の基準②については、JIS A5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
 - 3 判断の基準①②④については、JIS A5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60, R70, R80, R90 は本基準を満たす。

空調用機器	吸収冷温水機	<p>【判断の基準】</p> <p>① ① 冷房の成績係数が表 1 に示された区分の数値以上であること。</p> <p><u>② 冷房の期間成績係数が表 2 に示された区分の数値以上であること。</u></p>
-------	--------	--

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が ~~25105kW~~ 25105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
 - 2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 1 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 486352kW 未満	<u>4.451.20</u>
冷凍能力が 486kW 以上	<u>4.20</u>

表 2 冷房の期間成績係数

区 分	期間成績係数
冷凍能力が 352kW 以上	<u>1.45</u>

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ○ 電气的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○ 洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	洋風大便器	【判断の基準】 ○ 洗浄水量が 8 56.5L/回以下であること。

- 備考)
- 1 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。
 - 2 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。